

# 一萬八百名全員解雇の 前代未聞の大暴壓に 我等は絶対反対す!!

親愛なる五百萬全市民諸君!

今回東京市電氣局は市電の更生に名を籍り、突如として従業員一萬八百名全員解雇と、貸銀四割八分減の初任給による繼續採用と言ふ、聞くものをして呆然たらしむる前古未曾有の大彈壓案を發表したのであります。我々従業員は今日の市電經濟狀態の實情から見て、斯の如き無算なる彈壓を敢て爲す當局に斷乎として反省を促すと共にこの機會に一般市民諸君に内部の事情をありのまゝに披瀝し、嚴正なる御批判に訴へたいと思ふのであります。

## 市電の赤字とその原因

市民諸君も御承知のやうに我が市電は、數年來毎年の如く赤字が増大累積し、殆んど毎年といつてもよい程従業員の整理、賃銀引下げの問題が起されて居ります。この赤字増大の原因は、何處にあるかと云ひますに遠く廻れば一は市街鐵道の買收當時以來今日迄の當局者の放漫的財政政策と更に大震災復興に要した約九千萬圓の巨額のために今日二億三千萬圓となつた内外債の元金並に利拂ひ、一は地下鐵、省線電車及び圓タク等の交通機關の發達、郊外電車の市内乗入等のため市電が著しく壓迫され、大正十三年當時三千萬圓を超えた電車収入が今年度に於いては一千八百餘萬圓と言ふ程に激減したことに原因を有するのであります。

この二大原因の前者の借金は逐年増大し、本年度に於いてはその元金一部償還と利拂ひに實に一千六百餘萬圓を計上してゐるのであり、後者の電車収入は前述の如く、一千八百餘萬圓に減じたのであります。収入の八割以上を利拂ひに向けなければならぬとすれば、どんな事業だつてやつて行けるものではありません。

## 市及び市電理事者の方針

この間にあつて市及び市電理事者が如何なる對策を以つてこれに處したであらうか?

元來が自己の地位が安全であればよいと言つた考へか、根本的な更生策は何等講せられず、只その場限り糊塗の方策のみで、その度毎に最も激しい任務に従事する我々下級従業員の整理や賃銀、手當の引下げに終つてゐるのであります。この爲に第一次更生案、第二次更生案と兩三年の内に二度もの更生案を行つたにも拘らず、市電は何等更生せざるのみか却つて破綻的狀態へと拍車を加えられたのであります。

# 親愛なる全市民諸君に訴ふ

現在の山下局長は今春就任以來、市電を積極的自力更生せしめんと稱してサービス改善、スピード・アップ、乗客誘致等々を講じたのであります。我々は斯かる方策も又眞に市電を更生せしめ得るものではないことを承知してゐましたが、幾分なりとも更生に役立ち、併せて市民諸君の爲になることであるから、自分達の勞動過重も厭はず、欣然として山下局長の方策に相協力し、市民各位からも多大の好感を以て迎へられたのであります。

## 市電は如何にすれば更生されるか

以上の如くして山下局長の自力更生策も失敗に歸し、又々前理事者の何回もやつた如き我々従業員に對する彈壓を今度は一萬八百名總解雇と言ふ暴案を以て臨んで来たのであります。しかし乍ら従業員に解雇を強要する如き今回の案によつても斷じて市電は根本的に更生されるものではありません。

何故なれば前述の市電經濟行詰りの二大原因に積極的の手を觸れることなく、只々従業員の僅かな限りある給料からのみ搾り取らうとするからであります。

然らば市電は如何にすればこの窮狀を打開し得るか、これについて我々から從來屢々當局に根本的解決策を献策して来たのであります。當局は一應その妥當性を認め乍ら何等眞剣な努力がなされなかつたのであります。その我々の主張と言ふのは先づ第一には、背負ひきれない

## 二億三千萬圓の借金の整理と低利債への借り替へ

であります。前にも述べた如くこの巨大な借金の利拂ひと元金一部償還で一千六百萬圓を市電が年々負擔すると言ふことは乗客収入が一千八百萬圓と言ふ市電の現在の誰れが何と言つても到底背負ひきれぬものではあります。この爲に前任立石局長は右借金中震災に要した約九千萬圓を本市一般經濟に肩替りしようとしたのであります。これは當然であり、是非しなればならぬと考へます。次には

## 電力自給による電力料金の節減!

であります。市電は現在、東電、日電、鬼怒電の三社から電力を買つて居りましてその料金は年額六百餘萬圓に昇つて居ります。この料金はキロに就いて二錢五毛で買つて居りますが、専門家の見る所ではキロ一錢四厘位が妥當であると言つて居り、發電所を持つて電力自給にすればもつと安くあがり、これのみにても年額二百萬圓以上が捻出されるのであります。次に

## 鐵道省に對する損害補償要求!

であります。市電乗客収入激減の最も大きな原因は省線電車の延長であります。鐵道省は交通事業の監督官廳たる立場にあり乍ら市電の經濟を考慮せずして路線を併行延長せしめ、その結果のお茶の水兩國間の開通で年額三百五十萬圓、上野、神田間の開通で同じく百餘萬圓の打撃を蒙つてゐるのであります。鐵道法によれば鐵道省が私鐵との併行線を敷設して損害を與へた場合これに一定の補償をすることになつて居り、現に補償してゐるのだから市電に對しても當然相當額の補償をなすべきであらう、當局者も昨年はこれを豫算に計上したが眞剣に努力しなかつたのです。これは今後積極的に運動して必ず實現すべきだと考へます。以上その他に更に

## 圓價暴落による爲替差損金の國家補償要求

市電による受益者——地主、デパート——等に負擔金を増徴する事等を実現させるべきだと考へます。若し右の實現が出来るならば僅に一ヶ年幾千萬圓以上の恒久的財源が捻出されるのであります。斯くする一方内部に於いては協力一致事業の圓滑向上に努力するならばそれこそ文字通りに市電百年の更生が實現されるのであります。

## 今回の當局の暴案に我々は断々乎反對する

大體以上述べました通り、市電の更生は根本的問題に手をつけることによつてのみ可能なの